

日本化学会・会員行動規範の制定過程

On the Process of Establishing the Code of Conduct of the Chemical Society of Japan

菊地重秋

KIKUCHI, Shigeaki

In early 2000, the Chemical Society of Japan established a Code of Conduct for its members. The factors involved in bringing this about were: the personal initiative of the Society's then chairman, Shouhei Inoue; a proposal by the committee that drafted the Society's Environment Charter (1999); the same resolution by two international congresses of the chemical societies in 1999 summer; revision of the system for licensing engineers; and new directions in engineering education at universities and elsewhere. Because this Society includes corporate members as well as chemists and chemical engineers, the Code of Conduct seems to have been nothing more than a kind of gentlemen's agreement.

キーワード：倫理綱領、行動規範、日本化学会

Key words : Code of Ethics, Code of Conduct, The Chemical Society of Japan

はじめに

最近わが国では、技術者倫理や科学者倫理（研究者倫理）とそれの大学等での教育が注目されるようになってきている。また、1990年代後半以降、日本の理工系学協会で倫理綱領（行動規範など含む）を制定するところが増えつつある。こうした変化は、近年、科学者・技術者が直接関わる事故・事件が目立つようになり、科学者・技術者の社会的責任が注目されるようになったこと、加えて、技術者資格や技術者教育の国際基準への適合条件として技術者倫理が含まれていることが背景にある、と思われる。かつて公害がひどかった時期にほとんど注目されなかったことを考えれば、技術者資格や技術者教育の国際基準への対応

という外圧が、倫理綱領制定や技術者倫理教育導入の主要因であるように見えるが、この変化の過程や要因は必ずしも明確でない。

そこでここでは、日本化学会の会員行動規範について、同学会ホームページに公開されている事務局の記録「事務局だより」および井上祥平会長（制定当時）の講演（2002年5月21日、東京工業大学・火曜日ゼミ）に依拠して制定過程をたどり、制定に結びついた要素を明らかにしたい⁽¹⁾。日本化学会の「事務局だより」は日本化学会事務局長・戸村健司氏によるもので、事務局の非公式記録として同学会HPに掲載されている。それは非公式のものであるが、学会としての公式見解などを作成する際には当然それにも依拠するはずだから、予備的な先行調査として制定過程を

たどる目的には有用である。以下で「事務局だより」について表記する場合、例えば[1998-15]あるいは[1998-15、1998年4月13日～4月17日]は、1998年第15週つまり1998年4月13日から4月17日の記録であることを意味する。なお、筆者が日本化学会にまず注目するのは、筆者が化学科出身であること、比較的容易に経過を示す資料を入手できたことによる。

行動規範の制定の過程と要因

日本化学会の事務局長・戸村氏による事務局だよりにより倫理綱領や行動規範のことが初めて登場したのは1998年4月のことである。戸村氏は、同学会会員でないらしい人物から学会に宛てた手紙を受け取り、次のように書いている：「次世代への化学の責務とでも云うべき点について、学会或いは学者の立場から、人類の将来を守る姿勢をみせて欲しいとの指摘と受け取りました。この方は会員ではない様ですが、オゾン層の破壊や酸性雨問題等について化学の視点から説明と対応を求めたいとの御意見をお持ちのようです。直接的には関係しませんが、たまたま、化学の倫理（ケモエシックス）について井上祥平次期会長から問題が提起されているところでもありますので、設立したばかりの「環境と化学特別委員会」での議論をお願いしてみようと思います。」[1998-15]

同学会で倫理綱領が公式に取り上げられたのは、井上氏の問題提起が最初だったと思われる。この点について、戸村氏に電話で、井上氏には講演の際に、それぞれ筆者が問い合わせたところ、井上氏の問題提起より古いものは聞いたことがない（知らない）、ということだった。倫理綱領の問題は、同学会内で

は、井上氏の問題提起を受け、環境重視の会員の声にバックアップされて浮上した、ということのようである。

事務局だよりにより倫理という言葉が次に現れるのは、環境安全委員会について記した部分である。この部分は、倫理とは直接の関係はないが、戸村氏は、アメリカ化学会主催グリーンケミストリー教育シンポジウムへの参加を求められたことを報告したと書いた後で、「日本の大学における理工学教育で極めて弱いの倫理、哲学、環境関係の教育ではないかと思いますが、世界の環境教育に関する考え方（＝パラダイム）に触れていただける良い機会だと思います」と記している。[1998-27]

1999年4月の事務局だよりにより、倫理に関する新しい要素が登場している。戸村氏は、技術者教育の新しい動向（例えば、日本技術者教育認定機構、1999年11月設立）について知るため日本工学会の総会に出席した：「外では日本工学会の総会が開催されました。工学教育認定機関設立でマスコミなどでの話題はにぎやかです。総会の講演会では、「行動規範」に関する人事院人事官のお話があったりして、工学教育に関連してエンジニアの倫理に関する運動でも始めるのかと思いましたが、日本人の行動規範は所属団体（企業等）の規範優先であることを分析した一般論でした。この分析を敷衍すれば、日本ではエンジニア行動規範を教育しても、所属企業での規範が優先することになるので、余り効用はない、という事かも知れませんが、工学会でこのような話が出るようになっていくこと自体、時代の流れではないかと思いました。（工学教育認定基準には、工学倫理教育が含まれます。）」[1999-16]つまり、戸村氏からすれば、技術者教育の新しい動向に倫理が位置づけられて

いることは、目新しいことだった。

同年6月の事務局だよりで、7月開催予定の英米独日の4ヶ国化学会会議²⁾について記した部分で、戸村氏は主催のイギリス化学会から送られてきた資料を見て、驚いている：「その資料を見て同様なものを準備して行くことになっています。我々の資料はそのうちに作成することにして、今回は送られてきた印刷物の中にあつたイギリス化学会の「Code of Conduct」をご紹介したいと思います。いわば化学者並びに化学会の行動規範というべきもので、それがきちんとした冊子になっている事に驚かされました。1982年に大枠が決まり、倫理委員会が設置され、その議論に基づいて昨年12月に制定されたものは、Regulation of the Profession, Code of Conduct of the Royal Society of Chemistry, Guidance on Professional Practiceから成り、専門家(職業)としての化学者のあり方を様々な面から(例えば、社会との関係、企業との関係、教育における使命、など)記述しています。何よりも、困った時には学会に相談せよ、と言っているのはすごい事です。(詳しくは、<http://www.rsc.org/members/code.htm>で)日本化学会では今年ようやく環境憲章を定め、環境・化学品安全に関する化学会及び会員の取り組みについて原則を明らかにしていますが、一般的な行動原則はありません。ケミストとして研究・行動はいかにあるべきか、その集団としての化学会は何を原則として活動するのか、いまさら決めなくても分かりきっているとするのが日本流なのでしょうし、会員を徹底的にサポートする自信もあるとは言えないのが実状でしょう。イギリスでは今、その必要性が改めて認識されてきたのでしょうか。制定の背景など、聞いて来たい

と思います。」[1999-23]

日本化学会は、環境憲章を定めたばかりで、倫理綱領や行動規範について、井上氏の問題提起を受け、これから考えようとしているときに、イギリス化学会の行動規範などのパンフレット等の進んだ内容を見て、戸村氏は驚いた訳である。翌週6月15日の「環境と化学推進委員会」幹事会について記した部分末尾に、「なお、先週ご紹介しましたイギリス化学会の行動規定ではありませんが、「化学倫理・化学者綱領」の制定について運営会議に諮ることになりました」とあることから、このころ、同学会で正式に検討することを内定したと思われる。[1999-24]

その後、戸村氏は、イギリス化学会主催の4ヶ国化学会会議「21世紀の化学会」に向けて資料を準備し、井上会長らとともに参加した。会議では、倫理面に関して、化学会行動規範を世界化学会会長会議(1999年8月、ベルリン、ホストはドイツ化学会)²⁾に提案することが合意された。この提案は、「(各国)化学会は、会員が科学的事実と倫理的規準に従って行動する事を求める責任を有する」との趣旨でイギリス化学会が最終案を作成・提案することになった。「日本化学会には、このような規定がありませんが、イギリス、アメリカ化学会には精粗はあるものの規定が存在している事が今回分かりました²⁾。(ドイツにもあるとは云っていましたが、明確な形ではないようです。)井上会長のかねてからの持論でもありますので、この共通規範に基づいて、我々なりの倫理規定・行動規範を検討して行く事にしたいと思います。」[1999-28]

4ヶ国化学会会議や世界化学会会長会議の追い風も受け、7月26日の運営会議で、井上会長提案の化学倫理・化学者綱領の制定に向

けて、イギリス化学会の行動規範を勉強し、議論を進めることになった。[1999-30]次いで、9月20日の理事会で、「化学倫理・行動規範」制定の検討委員会を運営会議に設置すること、技術者教育認定機構（JABEE）への入会などが決まった。このとき伊藤卓副会長からJABEEとの関連で標準カリキュラムに関する問題提起があり、意見交換がなされたというが、意見の具体的記述はない。[1999-38]

日本化学会で、倫理綱領（行動規範）制定準備が具体的に動き出したのは、化学倫理・行動規範検討会（委員長：井上会長）が設けられてからである。10月28日の同検討会について、戸村氏は書いている：「会長はかねてから化学倫理制定の必要性を論じておられましたが、この7月に開かれた日米英独4ヶ国化学会会議で正式にその必要性が決議され、8月の世界化学会会長会議でも同様な事が決議されていますので、日本化学会としてもその実現に一步を踏み出したものです。技術者のモラル低下が話題になり、全く独立ではありませんが技術者教育やAPECエンジニア資格の重要なポイントとして工学倫理が取り上げられている時でもありますので、いいタイミングであると思います。」[1999-43]同検討会では、アメリカ化学会とイギリス化学会の行動規範を参考にしたが、改めて規範として決める必要もない至極当然のことしか書かないように見えた。しかし、この際、学会としてきちんと決めよう、ということになった。戸村氏は、今年中に日本的な成案を作りたい、と書いている。というのは、おそらく学会での検討・議論が長引いて立ち消えになるのを避けるため、提案者の井上氏が会長の任期中に制定したかったからであろう。

1999年11月4日の朝日新聞朝刊に「会社より社会に責任を」と題する社説⁹⁾が掲載された。この社説は、JCO臨界事故など技術者の倫理に疑問が持たれる事故・事件が続いているが、技術者に良心と責任感と知識があれば防げたのではないかと指摘し、技術者の社会的責任を重視しようとする技術者の教育・資格制度の最近の動向に期待を表明するものだった。戸村氏は、この社説に触れて、「化学会が定めようとしている会員の行動規範もこの線に沿うもの」だと記している。[1999-44]この社説は、化学倫理・行動規範検討会で配布されたと推定される。

その後、行動規範検討ワーキング・グループでの作業が進み、1999年11月29日～12月3日の週に、意見を募るため、理事会メンバーに素案が送付された。素案は、事務局だよりによれば、英米の化学会の行動規範を参考にしたが、「…するべきである」となりがちなのを、経団連の行動憲章を参照して、「…する」と表現を和らげた。戸村氏は、「どうしても1月の理事会で決められるよう、手続きを進めたいと思っています」[1999-48]と急いでいる。というのは、年度末にかけて学会事務等が忙しくなるし、井上会長の任期切れも迫っていたからであろう。12月21日開催の化学倫理・行動規範ワーキング・グループで、理事の意見に従って素案が書きなおされ、最終案に近いものが作り上げられた。翌年1月の理事会に諮り、承認されれば、同学会の『化学と工業』やパンフレットで宣伝すること、マスコミ発表することが話し合われた。[1999-51&52]年が明けて1月21日開催の、環境と化学推進委員会の環境問題懇談会で、リスク・コミュニケーションにおける専門家の役割に関連して、倫理面の重要性が複数の

委員から指摘され、検討中の行動規範が承認されたらマスコミ発表することを事務局は求められた。[2000-03]

行動規範が理事会で承認されたのは2000年1月24日のことである。この日、戸村氏は体調を崩して仕事を休んだので、事務局だよりには理事会承認の際の議論などは記載されていない。筆者は今後、必要に応じて、議事録の資料提供などを求めたいと考えている。目下のところ例えば、筆者の知る限り2002年9月末現在、行動規範のパンフレット等は発行されていないこと、日本化学会ホームページに行動規範が掲載されていないこと等の事情も不明である。

ところで、APECエンジニア資格や技術者教育認定機構(JABEE)との関連で、要求水準が高いことから、同学会内でも、現状の化学系コースの教育体制は不十分だと懸念する声が出ていたことは興味深い。新たな要請項目であるコミュニケーション能力や技術者倫理の重視も、そうした懸念要因の一つだったようである。[2000-01]このことは、過密カリキュラム回避やコスト増回避と絡んで、工学倫理あるいは技術者倫理の独立科目が化学系コースに関するJABEEの認定要件(案)に明記されていないことと、何か関係があるのかもしれない。

行動規範制定の発表と反響

行動規範が理事会で承認されて間もなく、戸村氏は、日本機械学会が倫理規程を1999年12月に定めたことを知り、「我々も行動をはじめていた」とホッとした。[2000-05]その後しばらくして井上会長らは2月28日に記者会見を行い、会員行動規範の制定などを発表した。記者の質問は、行動規範の遵守を入会

条件にするか、違反したらどうするか、など規範の強制力に集中した。それに対して同学会側は、強制力を持たせるためには定款等の改訂が必要であること、当面は精神条項とすることなどを説明した。[2000-09](井上氏によると、新聞記者は、違反した人にはどうするのか、何が違反か、の二つしか質問しなかった。)

日本化学会の行動規範制定について二紙が取り上げた。朝日新聞は「使命と責任の自覚を 臨界事故など受け、日本化学会行動規範を制定」の見出しで短く報じた⁽⁴⁾。化学工業日報は、「日本化学会、化学者の行動規範を制定、人類への責務を強調」の見出しで、環境憲章'99に続いて、環境に限らず化学の倫理(ケモエシックス)を明確にしようという問題提起を受けて行動規範を制定した、と報じた⁽⁵⁾。後者には、行動規範の全文とともに、臨界事故などの事故は「技術者だけに責任を帰することができないし、そうすべきではないと考えるが、背景には効率を第一の価値とする組織の論理もあるのではないか。その意味でも行動規範の示す化学の倫理が、文字通り日本化学会の会員のものとなることを期待している」との井上会長の談話も掲載された。

記者会見からしばらくして、日本化学会の雑誌『化学と工業』で、化学倫理・行動規範検討会・主査・井上祥平(平成11年度日本化学会会長)の文責で、日本化学会会員行動規範の全文と制定経緯が簡潔に発表された⁽⁶⁾。それによると、環境憲章'99を準備した1998年度の「環境と化学特別委員会」での討議の席上、井上氏が「環境問題に限らず化学の倫理(ケモエシックス)をきちんと考えるべき時期なのではないか」と発言した。この委員会は1999年度に「環境と化学推進委員会」と

なり、そこでも井上氏と同様の趣旨の意見が出された。その後、4カ国化学会会議のテーマとして、化学者の行動規範が取り上げられたことが刺激・契機となり、日本化学会でも会員の行動規範を定めるべき時機であると考え、検討会をつくり、理事会の意見も得て、行動規範を制定した。検討会メンバーは、伊藤卓（横浜国大工）、井上祥平（東京理科大工）、小野田武（三菱化学）、富永健（東大名誉）、戸村健司（日本化学会）の五氏だった。

記者会見や上記井上氏の発表について、『化学』編集部がいくつかの疑問を投げかけた⁽⁷⁾。それに対して井上氏は「「化学の倫理」を考える」と題して『化学』に寄稿した⁽⁸⁾。井上氏は、規範に反する行為があった場合の対処、会員への浸透、正確で客観的な情報とは何か等の点で疑問・指摘はもつともなことだ、確かに規範は紳士協定の性格が強い、と認めたが、過去に色々問題があったのに今日まで何の倫理規定もなかった、ようやくこの段階まで来た、と述べている。井上氏は、NHK総合テレビ放送の「チッソ・水俣 工場技術者たちの告白」を取り上げ、倫理は科学技術の実現に関わる全ての者に問われる、と議論の深まりに期待を表明している。

さて、事務局だよりでは、行動規範の制定をマスコミ発表して一区切りついたので、次第に倫理綱領や行動規範に関する記述が少なくなった。例えば、2000年5月11日開催の原子力総合シンポジウム（化学会も後援）に戸村氏が出席したこと[2000-18&19]、7月13日開催の技術者教育に関するJABEE認定についての化学関係学協会連合協議会のWGに作ることになった作業小グループの第1回会合のこと[2000-28]、11月29日からアメリカで開催された6カ国化学会会議で化学研究者

の認定・資格・登録などを検討する機運が出て来ていること[2000-48&49]、2001年3月15日に工学会（理事会）で技術者倫理に関するフォーラムを8月30日に開催したいとの話が出たことが記録されている程度である。最後の倫理フォーラムについては、倫理規定を持つ学会の一つとして前向きに検討することを戸村氏は考えている。[2001-11]2002年3月に筆者が戸村氏に電話で問い合わせたところ、倫理綱領や行動規範が同学会で取り上げられたのは、井上氏が会長の頃だけのようである。

最後に一つ、実験データ偽造を告白する手紙が事務局に届いたことに触れておく。日本考古学界で捏造が問題になっているおり、化学の世界でもデータを偽った論文を書いたとの告白があり、行動規範に基づいて化学会員を除名して欲しい、と本人が要望してきたという。戸村氏は、論文掲載が化学会の雑誌でないこと、化学会には除名処置がないことを理由に、静観した。[2000-47]おそらく、協議のうえ学会としては静観することにした、と思われるが、同学会の行動規範に関わる課題が一つ実際に登場した訳である。

まとめ 一暫定的な結論一

井上氏も示唆しているが、公害が激烈だった時期に日本化学会の内部で、倫理や行動規範が問題にならなかつたらしいことは不思議である。別の目的で筆者が見出していた内田俊一「化学工学小史(7)」は1971年にでており、プロフェッションとしての化学技術者、その倫理綱領などを論じているが⁽⁹⁾、化学界に影響しなかつたように見える。化学に近い薬学関係では、日本ケミファ労働組合が経営者と闘争する中で1983年に「日本ケミファ研究開発倫理綱領」を制定し⁽⁹⁾、製薬企業（の団体）

に影響を与えたというが、他の方面には余り影響しなかったようである。(労働組合による倫理綱領は珍しいので、註と文献のところに全文を示す。) 武田邦彦「工学倫理の教育」などは1997年以降のものだが、工学教育の方面に向けられたもので¹⁾、日本化学会会員行動規範の制定に直接の影響はなかったと思われる。

さて、東京工業大学・火曜日ゼミ講演での井上氏によれば、行動規範制定のバネは大きく見て二つあり、一つは、1999年に日本化学会が環境憲章'99を制定したことと関わる。これは「化学＝公害」イメージの払拭が動機にあったが、この検討グループの中から、倫理綱領や行動規範の制定を求める声が出てきたのがきっかけだった。もう一つは、4ヶ国化学会会長会議で化学者の行動規範がテーマになったことだった。(プロフェッション意識が鮮明なイギリス化学会の行動規範に井上氏や戸村氏は強く刺激されたように見える。)

しかし、事務局だよりによれば、井上氏の指摘は、ご自身の役割を低く見ていると思われる。行動規範の制定に結びついた要素・要因は、井上氏の指摘に若干追加して、登場順に並べると、井上氏の提案、環境憲章'99の制定に関与した会員の提案、技術者資格制度(技術士制度)と技術者教育の新しい国際的動向、世界の化学会の動向の五つだった。

筆者の推定する制定ストーリーは、次のようなものである。かねてから井上氏は倫理綱領・行動規範の必要性を意識し、ときおり発言していた。環境重視の世論・理念が強まり、政府政策も1990年代に徐々に形を整えてきた。「化学＝公害」イメージを払拭したい会員の努力が実り、1999年に環境憲章を制定したが、そのとき、ちょうど井上氏が会長に就任した

ので、環境憲章の制定に尽力した会員は、環境重視の視点から倫理綱領(行動規範)の制定を求めた。そうした声に、4ヶ国化学会会議からの刺激、技術者資格と技術者教育における新動向が加わり、井上氏が会長任期中に行動規範を制定することになった。そのため短期決戦となり、井上氏を中心とする検討グループや理事といった範囲内で検討することになった。おそらく井上氏らは当初から、いくつかの理由から広く会員の議論を求められなかったため、少なくとも当面は、行動規範を制定しても紳士協定にとどまるだろう、と考えたと思われる。

本稿は日本化学会の井上祥平氏、戸村健司氏からの直接・間接の情報提供によるところが大きく、両氏に深く感謝します。しかしながら、本稿は筆者の責任によるもので、予備的調査のつもりであっても、資料収集が不十分であることなど不適切なところは全て筆者に帰するものです。

註と文献

- (1) 日本化学会の事務局だより(非公式)については同学会ホームページ(<http://www.chemistry.or.jp/>)を参照せよ。井上氏によると、日本化学会は120年近い歴史を持ち、大学の理学部系だけでなく工学部系や化学工業系の会員も有している。会員は3.5万人で、大学系会員よりも企業に勤めている会員が多く、法人会員(3ヶタ、理事になることはない)も有している。(筆者：こうしたことは、財政的事情から、戦前の日本化学会と工業化学会が1948年に合併し、今日に続く日本化学会が誕生したことによる。)井上氏によれば、『化学と工業』に一貫して公害の話が殆ど出てこないのは、法人会員に自然に気

兼ねたためではないか、倫理や行動規範が長いこと話題にもならなかった理由もそこにあるのではないか、ということである。ギルドやプロフェッションの伝統・背景のようなものは日本にはなく、日本化学会では法人会員が存在していることを考えれば、歴史的・構造的な問題が影を落としている、ということのようである。このような点は、他の学協会と様々な角度で比較・検討すると興味深いかもしれない。

- (2) 1999年の4ヶ国化学会会議や世界化学会会長会議については次の三点の記事等がある：(a)「4ヶ国化学会会議、12日からロンドンで開催、環境問題など議論」化学工業日報1999年7月2日；(b)「世界化学会会長会議、14日にドイツ・ベルリンで開催」化学工業日報1999年8月11日；(c)広報室「21世紀の化学会－4ヶ国化学会会議報告－」『化学と工業』52(10)1305-1307 (1999)。このうち、(a)には有用な情報はないが、(b)では「日本化学会は現在、行動規範を持っていないことから今回の合意を受け、理事会で行動規範を作ることを決めており、今後、運営会議で作業を進めることにしている」と報じている。但し、世界化学会会長会議の結果について報道はないようである。また(c)では、日本化学会の広報室(つまり戸村氏)の文責で、次のように述べている：(行動規範制定の)「趣旨は、「化学会は化学会員が広く認められる科学的事実と適正な倫理基準に基づいて行動するように求める責任を有する」ところにあり、ケミストが専門的職業人であることを認識し、化学会がその集団であることを意識して初めて生まれる規範であると思います。残念ながら一般的に日本人にはプロフェSSIONALという意識は少なく、学会は会員の行動の拠り所というよりは仲良しクラブとしての性格が強いため、行動への責任を学会が定めて行くような必要性はなかったのでしょう。欧米の学会と日本の学会の違いの最も大きな点であろうと考えられます。急速に日本人の価値観も変わっていますし、個人と組織の関係も変わると思われますので、個人としての職業人の行動規範がこれからの時代を特徴づけるキーワードになると思います。翻訳をきちんと行い、日本化学会と

しても行動規範を制定したいと考えています(7月の運営会議でその旨報告されました。)

- (3) 「会社より社会に責任を 技術者たち(社説)」朝日新聞1999年11月4日(東京朝刊5頁)
 (4) 「使命と責任の自覚を 臨界事故など受け、日本化学会行動規範を制定」朝日新聞2000年3月3日(東京夕刊16頁)
 (5) 「日本化学会、化学者の行動規範を制定、人類への責務を強調」化学工業日報2000年3月6日(14頁)
 (6) 井上祥平「日本化学会会員行動規範の制定について」『化学と工業』53(4)522 (2000)。日本化学会会員行動規範(平成12年1月24日理事会承認)は523頁に収録されている。
 (7) 編集部「化学会が制定した「会員行動規範」その適用をめぐる世間の意識とのずれ?」『化学』55(6)54-55 (2000)
 (8) 井上祥平「「化学の倫理」を考える」『化学』55(8)32 (2000)
 (9) 日本ケミファ闘争支援共闘会議『薬がくれる薬師たち 生命と健康を守り続ける日本ケミファの仲間のたたかい』1984年3月1日発行。日本ケミファ労働組合の初代委員長・丹生淳郷氏の資料提供と講演は参考になった。上記冊子48頁に収録のピラに日本ケミファ研究開発倫理綱領があるが、労組が定めた倫理綱領は珍しいので、以下に全文を示す。

* * *

日本ケミファ研究開発倫理綱領(案)

1983.4.14

総評全国一般 日本ケミファ労働組合
中央執行委員会

我々は、医薬品が人類の健康の確保とそれを通じて実現される豊かな社会の発展に寄与することを究極の目的とするものであると同時に、使用のされ方によっては有用である反面、薬害に発展する危険性をも含む社会性の極めて大きい、生命関連物質であることを改めて銘記する。

我々は、真に国民の生命と健康の維持、増進に寄与する社会的に有用な医薬品の研究開発を志向する。

医薬品の存在する基盤は、品質はもとより有効性、安全性に対する保証とそれに対する信頼にある。したがって、医薬品の研究開発は生命の尊厳を尊ぶ倫理感（ママ、引用者）と高い科学性に裏づけられた、医薬品としての保証を行うことであり、その信頼性を高めることといえる。我々は、医薬品と国民、医療に携わるすべての人々との信頼関係の維持、向上へ自らの全行動を律する。

医薬品の研究開発を進めるうえで、この基本姿勢を堅持することが我々の責務であり、人間としての良心の発露である。このためには研究開発の責任体制の確立と民主的運営が必須であることを、我々は全社の合意として確認し、これを実行する。

新しい歴史の出発にあたり、我々は、日本ケミファを国民に信頼される医薬品企業として再生し、時代の要請に応える医薬品の研究開発に新たな決意のもとにとり組むことを誓い、ここに研究開発綱領を定める。

基本方針

日本ケミファは、国民の生命の維持、健康の回復、増進を通じて豊かな人間社会の実現に寄与するため、社会的に有用な医薬品の創製を進めることを基本方針とする。このため、社内外の提言は基本方針にてらして積極的にとり入るとともに、関連する全ての人びととの公正な共同、協力関係の発展を計り、国民の要請に即した医薬品の研究開発に積極的にとりくむ。

倫理の確立

日本ケミファは、医薬品の基礎研究、臨床研究、製剤・製造研究、論文作成、発表、情報収集、提供など、医薬品開発の諸活動を行うにあたって、医薬品が人間の生命と健康に直接関与し、その維持、回復への希いを実現することを目的とするものであることを自覚し、生命の尊厳を尊ぶ高い倫理観をもって行動する。

科学性への立脚

日本ケミファは、医薬品がその品質、有効性と安全性への信頼に存在基盤をもつ特別な性格をわさま

え、これらに対して可能な全ての科学的根拠を付与し、それを妨げる傾向、干渉はこれを排除する。このため、社外との積極的な共同、協力関係を保ちつつも、独自の知識、技術基盤の確立とその向上に不断の努力を傾注する。

研究者、技術者の良心

医薬品の研究開発に携わる日本ケミファの研究者、技術者は、研究開発倫理綱領と科学者としての良心に従って行動し、何人からもこれに反することを強制されない。

研究開発倫理綱領委員会

研究開発倫理綱領の遵守と運用を行うため、社内に研究開発倫理綱領委員会（以下、委員会という）を設置する。委員会の組織、運営については別途定める。

- (10) 内田俊一「化学工学小史(7)」『化学装置』1971年9月号45-52頁。末尾にアメリカ化学技術者協会の倫理規定（CODE OF ETHICS of THE AMERICAN INSTITUTE OF CHEMICAL ENGINEERS）の原文（以前のもの）と内田氏による邦訳がある。
- (11) 武田邦彦「工学倫理の教育」『工学教育』Vol.46 No.1, pp.12-16（1997）；「工学倫理の構成」『工学教育』Vol.45 No.6, pp.2-5（1997）
- (12) アメリカ化学会の行動規範（The Chemist's Code of Conduct）については同学会ホームページ（<http://chemistry.org/portal/Chemistry?PID=acsdisplay.html&DOC=membership%26conduct.html>）を参照せよ。